

いじめ問題に対応する道徳教育の開発・実践

—岐阜県可児市における学校規模の道徳授業を中心に—

柳 沼 良 太

(教職実践開発専攻)

はじめに

今日、学校のいじめは社会問題化しており、安倍政権下の教育再生実行会議では2013 (平成25) 年3月の第一次提言において「いじめ問題等への対応」を喫緊の課題として取り上げ、「道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う」ことを提言している。また、同年9月28日にはいじめ防止対策推進法が施行され、いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を規定した。こうした教育行政の流れは、周知のように、定期的に繰り返される深刻ないじめ (自殺) 事件が契機になっている。特に近年では2011 (平成23) 年10月に起きた滋賀県大津市内の当時中学2年生いじめ自殺事件が社会的に問題視されたことと深く関連している。

こうした動向に先だって岐阜県可児市では、2012 (平成24) 年10月3日に「子どものいじめの防止に関する条例」を日本で初めて施行し、いじめ防止は社会全体で取り組む重要課題であると捉え、その対策を講じている⁽¹⁾。具体的には、子どもが学校で安心・安全に生活し学習に取り組めるように、市と学校がいじめ防止の啓発と人権教育に取り組む、子どもの生活状況を把握した上で、子どもが安心して相談できる体制を築いている。こうしたいじめ防止の取り組みを学校の道徳教育にいかに関結し、結び付けるかが次の課題となり、筆者に研究協力の依頼があった。

全国的に見ても、いじめ防止教育は徐々に広がりつつあるが、生徒指導や特別活動に関結し、結び付けて行われることが多く、なかなか道徳教育に関結し、結び付ける実践は少ないのが現状である。ここで先行研究として行われた国内外のいじめ防止教育プログラムに目を向けたい。例えば、国内での先進的な取り組みとして、新潟県教育委員会、北海道教育委員会、岡山県教育委員会、江戸川区教育委員会、鳥取市教育委員会、藤沢市教育委員会などがいじめ防止 (予防) に関する教育プログラムを開発・実践している。鳴門教育大学の開発した「いじめ予防を目的としたユニバーサル予防教育」では、教育目標を設定し、教育実践の効果をエビデンスで検証する試みをしている⁽²⁾。国外では、ノルウェーのオルヴェウス (Dan Olweus) が開発したいじめ防止プログラム⁽³⁾やイギリスでスミスとシャープが取り組んだいじめ予防の実証的研究が有名である⁽⁴⁾。アメリカでは、人格教育 (キャラクター・エデュケーション) と関連づけたボーバ (Michele Borba) やリコーナ (Thomas Lickona) のいじめ防止教育がある⁽⁵⁾。さらに、オーストラリアではピース (PEACE)・バックのいじめ防止プログラムがある。このプログラムでは、P (Preparationアンケートによる実態把握をして準備をする段階)、E (Education教師に対する教育をする段階)、A (Action実態に基づき計画を立てる段階)、C (Coping実際に対処する段階)、E (Evaluation成果を評価する段階) に分けて段階的にいじめに対応している⁽⁶⁾。この他に近年、カナダ、アメリカ、オーストラリア、イギリスなどでは、いじめに対応したピア・サポート・プログラムも盛んになってきている。

こうしたいじめ防止教育プログラムの特徴は、いじめの実態を調査し、明確な目標を設定して具体的な教育プログラムを設定し、その効果を検証しているところにある。こうした先行研究は、実際はいじめ問題に対する予防的・開発的な生徒指導の意味合いが強く、道徳教育とは一線を画する。

以上のような問題意識をふまえて、本稿ではいじめ問題に対応する道徳教育の在り方を開発・実践することを目的とする。内容構成としては、まず第1節でいじめ問題を定義上の課題や子どもの性格特性と関連づけて分析する。第2節では、いじめ防止教育と道徳教育の関係について検討する。第3

節では、いじめ問題に対応する道徳授業について、可児市立広見小学校と可児市立広陵中学校での具体的な実践例を考察する。

第1節 いじめ問題の分析

(1) いじめの定義とその課題

今日のいじめは、教師(大人)の目にはなかなか見えにくいところに特徴がある。一般にいじめといえば、力強い子どもたちが集団で虚弱な子どもに対して一方的かつ継続的に深刻な身体的攻撃を与えることという印象があるため、単純で分かりやすい構図にあった。しかし、今日のいじめは、身体的な攻撃以上に冗談や遊びを伴う心理的な攻撃が増えており、ときに相互に攻撃し合ったり断続的に行われたりするため、複雑で分かりにくい構図になっている。そのため、なかなかいじめと認知しがたく、深刻な事態になっても教師からは見抜けないところがある。こうした複雑化するいじめを見えにくくする原因の一つに、いじめの定義がある。以下でいじめの定義をいくつか挙げて、その課題を指摘したい。

文部科学省が2006(平成18)年に改訂したいじめの定義によれば、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。こうした「いじめ」に当たるか否かの判断は、「表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする」ことが前提となっている。このいじめの定義は、被害者の立場を尊重する点ではよいが、「精神的な苦痛」の目安は曖昧で不確かである。また、註釈で「けんか等を除く。」とあるため、「けんか等」を装ったいじめがこの定義からは外れることになる。

また、2013(平成25)年に施行されたいじめ防止対策推進法の定義によると、いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。こちらでは被害を受けた子どもに「心理的又は物理的な影響を与える行為」によって「心身の苦痛」を感じるものであるため、より広範囲な定義となっている。また、この定義でも「けんか等」に関連した問題行動をいじめの定義から外している。

参考までに、アメリカ教育省が2011年に公表した「いじめ」の定義によると、いじめとは、「力関係の均等でない一人ないしそれ以上の児童生徒から下記の行為を受けること。(笑い者になること、うわさの犠牲者となること、暴力を伴った脅しを受けること、押されたり、足を引っ掛けられたり、つばを吐きかけられること、望んでない行為を強制されること、故意に活動から除外されること、故意に持ち物を破壊されること)」。この定義では、具体的な事例を挙げることでいじめをより分かりやすく説明している。

いじめ対策として定評のあるノルウェーのオルヴェウス(Dan Olweus)の理論に基づくいじめの定義は、以下の通りである。「誰かが、一人あるいは複数の生徒の集団から以下のようなことをされた時、いじめられていると言う。意地の悪いことや嫌なことを言ったり、笑いものにしたり、あざける。完全に無視をしたり、グループからのけ者にしたり、意図的にその子だけを誘いから外す。ぶつ、蹴る、押す、つつく、脅す。うその噂を流す、意地悪な手紙を出す、他の子たちがその子を嫌うようしむけるなど。これらのことは頻繁に起こり、いじめられている子は自分自身を守るのが困難である。意地の悪い心を傷つけるやりかたで繰り返しからかわれるのも、いじめである。からかいが、ほほえましくふざけてされている場合は、いじめとは呼ばない。力の程度が同じくらいの2人の生徒が口争いをしたり、とっくみあいのけんかをしたりするのは、いじめではない」⁷⁾。ここでもいじめの具体的な事例を挙げて説明しているが、遊びやけんかに関連すると、容易にいじめの定義から外れてしまうことになる。

これまでのいじめの定義は、基本的にいじめられた児童生徒の気持ちを最大限に重視するため、被害者が精神的に苦痛を感じれば、どれほどささいなことでもいじめと認定されることになる。逆に、被害者がどれほど酷いいじめを受けても、それで精神的な苦痛を感じていないと見なされれば、いじめではなくなることもなる。そのため、加害者が被害者をいじめる際に笑顔や平然さを強要した場合には、いじめと認定しがたくなる。

また、この定義の注釈には「けんか等を除く」とある。そのため、客観的に見れば明らかにいじめでも、けんかやプロレス（戦いごっこ）を装うことでいじめの定義から外れてしまうこともある。1986（昭和61）年におきた鹿川裕史君のいじめ自殺事件でも、ひどい暴力や「葬式ごっこ」をされても被害者がニヤニヤ笑っていたため、なかなかいじめとして認知されなかった。また、1994（平成6）年におきた大河内清輝君のいじめ自殺事件でも、加害者グループに無理やりプロレスやけんかをさせられ、大金を恐喝されながらも、楽しそうなふりを強要されたため、いじめとして認知されにくかった。さらに、2011（平成23）年に大津市でおきた中学2年生のいじめ自殺事件でも、加害生徒はいじめる前に被害生徒にわざと一発殴らせ、その後で暴力をふるうことで、プロレスやけんかであると弁明していた。このように皆で楽しめる「遊び」や力関係が対等な「けんか」をカモフラージュ（偽装）する卑劣ないじめこそが、近年蔓延しているのである。とくに、高度に情報化された現代社会に生きる子どもたちは、バーチャル・リアリティ（仮想現実）の中で遊び戯れるようにいじめをする場合もある。そのため、真面目で熱心な教師や親でさえも、この種の「冗談」「ふざけ」「遊び」「けんか」を「いじめ」と峻別できないために、実際には深刻ないじめでさえ見過ごしてしまうことがあるのである。

（2）いじめを見えにくくする子どもの性格特性

上述した「見えにくいいじめ」を可視化するためには、今日の子どもの性格特性にも注目しなければならない。というのは、いじめの被害者、加害者、傍観者となる子どもたちが、あえて大人の目からいじめを隠し、見えにくくすることがあるからである。今日の見えにくい理由の一つは、いじめの被害者、加害者、傍観者の性格特性と関係がある。今日の子どもは、いじめられていてもなかなか「自分がいじめを受けている」と教師や親に知らせず、隠してしまう傾向にある。これには「いじめを受けている惨めな自分をさらしたくない」、「親や先生に心配をかけたくない」、「いじめを受けている自分にも責任があるかもしれない」、「いじめの被害を訴えることで余計にいじめられる」などの心理が働いている。

この場合、いじめられている子どもは、何とか自力で問題状況を克服しようとして、我慢の限界まで耐え続けることがある。その中には、あまりにも辛い現実世界から意識を解離させて、空想の世界へ逃避する子どももいる。たとえば、集団で暴力を加えられたり無視されたりした場合、そのあまりに悲痛な現実を受け止めきれず、あたかも他人事のように見なしてやり過ごすのである⁸⁾。こうした解離のスキルによっていじめをやり過ごす子どもは、徐々に表情をなくしてSOSも発しなくなるため、外からでは気づくのが難しくなる。

また、被害者が何とか被害を訴えた場合でも、教師や親が「気にしすぎではないか」、「いじめの被害者にも原因がある」、「いじめの加害者と争いたくない」という心理が働いて放置してしまうこともある。この場合、いじめの被害を受けた子どもは、いじめを教師や親に訴えても自分を守ってもらえないことに失望して、その後はいじめについて相談しなくなる。

加害者側の心理としては、いじめについてあまり罪悪感をもたない傾向がある。「冗談でやった」、「ふざけていただけ」、「遊びだった」、「けんかに過ぎない」、「いやがっていない（笑っている）から大丈夫だ」、「人に迷惑をかけた（ルールを破った）から懲らしめただけ」「自分も同じことをやられた」などと考え、いじめの行為を正当化することもある。そのため、いじめの加害行為について注意を受けても、その事実を否定するばかりか、自分を加害者扱いした教師や被害者を逆に非難（逆ギレ）

することさえある。

傍観者の心理としては、あまり当事者意識がない傾向にある。いじめを目撃した場合、それを止めるなり、教師に報告（通報）するなりすべきであるが、傍観者は自己防衛的な心理が働いて、「自分には関係ない」、「止めれば今度は自分がやられる」、「先生（大人）にチクれば、友だち（加害者）を裏切ることになる」などと考えて、見て見ぬふりをするようになる。

さらに、今日の情報化社会に生きる子どもたちは、テレビや電子ゲームやインターネットを通じたバーチャル・リアリティの世界で過ごす時間も多し。そのため、愉快的仮想現実で戯れるように、過酷ないじめを平然と行うことがある。そもそもネット上は匿名性が高いため、携帯電話やパソコンでは他人を気楽に非難中傷することがある。被害者の方もネット上では無防備になって心理的な攻撃を強く受け止めてしまうため、過敏に反応して精神的に深く傷つくことにもなる。

このように今日の子どもの性格特性に応じた新しいタイプのいじめが続々と登場していることを、教師や親もしっかり自覚する必要がある。

(3) いじめに対応するスタンス

今日の見えにくいいじめに対応するためには、まず、教師や親が「いじめはいつ、どこでも、誰にでも起こりうる」、「遊びやけんかがいじめになることもある」と認識した上で、いじめを予防する対策といじめが起きた後の対策を考えておく必要がある。いじめを予防する対策としては、まず、教師と子ども、子ども同士の間人間関係を豊かに築いておくことである。そのために、教師は子どもの心理的・身体的な様子を日ごろから注意して見守り、遊びやけんかでも何か変わった様子が見られたら、積極的に声をかけ相談することが大事になる。いじめに関するアンケート調査を行う場合は、報告する子どもの安全・安心を十分に確保し、正確な情報を迅速に集めるようにしたい。定期的に子どもが閲覧したインターネットの履歴やメールの送受信を確認しておくことも予防になる。

次に、子ども同士でお互いに思いやり助け合う環境を作っていくことが大事である。子ども同士は一緒にいる時間が長いから、現実には起こるいじめの実態も素早く見抜くものである。そこで、人間関係を良好に保つことで、いじめを予防したり仲裁したりできるようになる。例えば、学級開きの頃に子ども同士で自他を紹介し合う活動をしたり、協力して学び合い配慮し合うグループ活動をしたり、子ども同士で支援し合うサポート・グループをしたりすることで、いじめの発生率を抑える効果がある。

また、子どもたち一人ひとりの問題解決能力を養うことも重要である。例えば、いじめを受けた子どもには、一人で悩まずに、教師、親、友だちに相談する勇気をもてるようにする。相談を受けた教師や親は、ただ中立的な立場を保つのではなく、「被害を受けた子どもを絶対に守る」という明確な方針で対応する必要がある。できれば事前に、被害を受けやすい子どもには相手に自分の意志を適切に伝える自己主張訓練（アサーション・トレーニング）もしておきたいところである。

いじめる側の子どもには、他者の気持ちを共感的に理解し、相手の立場に立って思いやりのある行動ができるように指導する必要がある。もし、それほど加害意識をもたずに他人を平気で攻撃するようであれば、因果関係に基づいて事の重大さを教えることも大切である。たとえば、遊びやけんかのつもりでやったいじめでも被害者の人権を侵害する行為であり、被害者の自己否定や自傷行為や自殺を引き起こすこともあれば、加害者の補導・逮捕（暴行罪、名誉毀損罪、恐喝罪など）につながることもあることを示し、責任の重大さを自覚させるのである。

傍観者の子どもには、いじめを見ても見ぬふりをするのは、いじめをしているのと同じくらい卑劣で罪深いことを認識させる必要がある。そして、いじめを決して許さない人権意識の浸透した学級・学校を一緒に作り、もしいじめがあれば、それを止める仲裁者となるよう協力を求めるのである。一人ひとりの子どもにはできないことでも、学級や学校の子どもたちや教師と力を合わせれば、いじめを許さない安心・安全な学習環境を作り出すことができるようになる。

第2節 いじめ防止教育と道徳教育

(1) いじめ防止教育の方針

次に、いじめ防止教育の方針を具体的に確認しておきたい。いじめ防止教育プログラムは、実態の把握（アセスメント）、それに対応したいじめ防止教育を実施し、それにもとづく評価を定期的に行い、適時修正・改善を施すようにすることを基本とする。

まず、学校全体の体制として、各校のいじめ担当教員に対する研修会を行い、その担当教員が中心となって各学校でいじめ予防教育を実施できるようにする。その際、いじめについての基本的な姿勢として、いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されないことを明示する。校内にいじめ対策委員会等を設置し、いじめに対する認識を共有し、いじめの発生時に対する対応を共通理解する。いじめを許さない学校づくり、学級づくりを行うと共に、学校便りやホームページ等での対応方針を明示し、家庭や地域との連携を図ることが大事になる。

次に、すべての教職員がいじめについて共通認識すると共に、多面的に見守り、情報を共有する。前節で述べたように、いじめの構造（被害者、加害者、観衆、傍観者、仲裁者の立場）と心理を理解すると共に、いじめを受けやすい子どもの特徴、いじめをする子どもの特徴、傍観する子どもの特徴をそれぞれ理解する。

第三に、いじめを認知する手立てが必要になる。基本的には、日頃から子どもの表情や態度をよく観察し、授業中だけでなく休み時間や給食、掃除の時間等に何気ない言動にも気を配る。いじめを生みやすい学校、学級、家庭、地域のエリアを特定して、定期的に教師や関係者が見回りを行う。子どもの発達段階といじめの特徴、指導上の留意点を理解し、いじめの早期発見のためにチェックリストを念頭に入れておき、子どものサインを見逃さないようにする。いじめのサインに気づいたら、早急の実態把握し、いじめられている子どもを守る体制を取る。その他にも、生活ノートや学習ノートを通して子どもと心の交流を図ったり、普段から連絡帳や家庭訪問を通して保護者と連絡を取ったりすることが大事になる。

いじめ予防のためには、子どもの実態調査（アセスメント）を行うことも有効である。いじめの実態に関する客観的なアンケート調査を無記名で行い、「いじめがどこで、どのくらい、どのように起こるか」を具体的に理解しておく必要がある。また、学校満足度テスト（Q-U）等を活用して、孤立している子どもや問題を抱える子どもを早期に発見して支援することも有効である。

こうした多様かつ総合的ないじめ防止教育の実態とその効果をふまえて、実効性のある道徳教育の在り方を現実的に開発・実践していく必要があるだろう。

(2) いじめ問題に対応する道徳授業の課題

いじめ問題等に対応する道徳授業は、これまでも多種多様に開発され実践されている。その多くは、いじめの被害者や加害者の心情を共感的に理解し、思いやりなどの道徳的価値の自覚を深める道徳授業である。例えば、資料「私もいじめた一人なのに…」を用いて道徳授業をする。この資料の内容は、子どもの中で「菌まわし」が流行し、「私」も皆と一緒にいる女子をいじめていたが、その女子が皆の鉢の花に水をやる優しさに感動していじめを止める決意をし、その女子を冷やかした男子を殴ってしまったという話である。発問としては、「女の子の優しさに触れた時、『私』はどのような気持ちだっただろうか」、「『私』がおもわず殴ってしまったのはなぜだろう」などとなる。こうした授業は、いじめの関係者の心情を考えさせる機会を提供するが、現実のいじめとは関係がなく、その解決策も暴力的で不適切であるため、実際の現実生活には応用できないことになる。こうした授業では、登場人物の心情は理解できるものの、そこでの学びを現実にかき起すいじめ問題には応用できない場合が多い。逆に、生徒指導や学級活動のような道徳授業にすると、計画的かつ系統的に道徳的価値の自覚を深めるような指導はできなくなる。

一方、アメリカの人格教育では「いじめはなぜ悪いか」を話し合い、実際に起きたいじめの事例を検討する機会が多い。例えば、ある女子がスポーツの試合でミスをして負けてしまい、後でメンバーからひどいいじめを受けたという実話を取り上げる。教師が「いじめの原因は何だったか」と質問すると、「加害生徒が厳しすぎる罰則を与えたこと」「被害生徒が練習をサボったこと」「遊びのつもりでいじめたこと」などが子どもたちから挙げられる。次に、「こうしたいじめをなくすためにどうすればよいか」という問いかけに対して、「互いに思いやる精神が大切だ」という一般論だけでなく、「努力したプロセスを重視すべきだ」「話し合って罰則のルールを変えるべきだ」「被害生徒を教師や仲間が守るべき」「被害生徒がうまくプレーできるよう支援する」という具体的で建設的な解決策も出される。このようにアメリカの人格教育では、実際のいじめをいかに解決（解消）するかを話し合い、具体的な対策までしっかり決めて実行に移していくのである。

我が国の道徳授業でも実効性を高めようとするのであれば、道徳的価値の自覚や自己の生き方について考えを深めるだけでなく、子どもたちが自らいじめ問題に取り組み、実際の日常生活にも活用・応用できる「問題解決型の道徳授業」を構想する必要がある⁹⁾。

第3節 いじめ問題に対応する道徳授業の実践例

本稿の冒頭で示したように、岐阜県可児市では、2012年10月に全国に先駆けて「子どものいじめの防止に関する条例」を施行し、学校内外でいじめ防止に取り組んでいる。筆者は可児市教育委員会と研究協力をして、2013年から2014年にかけていじめ防止教育推進事業の指定校である可児市立広見小学校と可児市立広陵中学校において、いじめ問題に対応する道徳授業の開発・実践に取り組んだ。以下に両校の教育実践例についてそれぞれ紹介したい。

(1) 可児市立広見小学校での実践例

第1節で述べたように、いじめの構造は、加害者と被害者の他に、周りではやし立てる観衆、見て見ぬふりする傍観者、止めに入る仲裁者がいる。そこで、現実のいじめ問題に対応させるためには、子どもたち自身がいじめの構造や個別的な状況を理解した上で、どう解決するかを現実的に考え、主体的に判断し、行動に移せるようにする道徳授業が求められる。こうした観点から2013年に広見小学校の研究主任である竹井秀文教諭（当時）と共に、以下のようないじめ問題に対応する道徳授業を開発・実践した¹⁰⁾。

まず、小学4年の教室で悪ふざけのようないじめを受けながら、笑って受け流す主人公の物語を自作して提示した。教師が「ここでは何が問題なのか」と問うと、子どもたちは「悪ふざけのふりをしていじめだ」「主人公は笑って受け流してはいけない」などと発言した。そこで教師は、「どうすればいいだろう」と発問すると、子どもたちは先ず被害者の立場から「黙っていてもダメだ」「自分から嫌だと言うべき」などと考えた。次に、傍観者の立場から「どうすればいいか」を問うと、子どもたちは「知らないふりをしていたら無責任だ」「積極的にいじめを止めるべきだ」「先生に相談した方がいい」などと語り合った。最後に、加害者の立場から「どうすべきか」を問うと、「他者の痛みを理解して、いじめを止めるべきだ」「自分と同じように相手も大事にしなければいけない」などと話し合った。その後、自分たちの生活を振り返り、「これからどんな学級にしたいか」を尋ねると、「いじめのない心の温かな学級を作りたい」「困っている人がいたら助け合える学級にしたい」などの意見が出た。そういう学級を作ろうと誓い合い、一週間後の学級会でその成果を振り返った。

次に、実際におきたいじめに対してどう対応すべきかを考える道徳授業を行った。導入では、「この学級で不平等な上下関係があるか」、「いじめに繋がる悪口や暴力があるか」について尋ねた。実際のところ、そういう問題が大なり小なりあることを確認した。

展開部では、「スイミー作戦、ガンジー作戦」（光文書院）を読んで感想を述べ合った。まず、大き

な魚に対抗するためには、小さな魚が大群となる「スイミー作戦」が有効だと考えた。それと同じように、いじめの被害者を守るためには、周りの傍観者が積極的に関わってスイミーのようになるべきだと考えた。次に、非暴力で抵抗運動をした「ガンジー作戦」に学び、互いを思いやり平和的に解決する方法がよいと考えた。ただし、子どもたちは「これだけでは足りないよ」と言い出し、実際はいじめには親や教師にも報告・相談して助けてもらう作戦も大事だと語り合った。

最後に、こうした資料の作戦について話し合った後に、子どもたちは自分たちの学級（4年1組）の作戦として「桃太郎作戦」を提案した。もしいじめがあれば、皆で力を合わせて桃太郎となり被害者を守り抜こうと誓い合った。そのためには、単なる「優しさ」だけでなく「強さ」も必要であり、「勇気」をもって公正な学級にしていくことが大事だと結論づけた（写真を参照）。その後、この学級ではいじめが起きそうになると、進んで「桃太郎作戦」を行い、いじめの芽を早期に摘む姿が見受けられた。



優しさと強さを併せ持った学級を目指した道徳授業

(2) 可児市立広陵中学校での実践例

可児市立広陵中学校では、生徒会が中心となり全校道徳を企画し、いじめ問題に対応する問題解決型の道徳授業を行った。第1回目は、生徒会が2014年7月7日に全校道徳をすることを企画した。まず、いじめに関するアンケート調査を全校生徒211人に行うと、それほど深刻ではないものの、学校の内外で悪口、からかい、落書き、ネット・トラブルなどがあって困っていることが分かった。

例えば、3年生の2クラスではアンケート調査の結果、「いじめだと思ふ行為」について「ネットに悪口」が両クラスとも一番多く、「物を隠す」「無視する」などの陰湿な行為が続く。学校や学級でいじめは「ある」「ややある」という回答は、両クラスとも3割以上に上り、多くの生徒が身の回りでいじめが起きていることを認識していることが分かった。同じ行為でも一年生は小学校の延長でじゃれ合いと捉えるが、3年生ではいじめと認識することがある。また、高学年ほど携帯電話をもつようになり、ネットいじめが増えることも分かった。

実際の道徳授業では、学級委員の生徒が司会をして、上述したいじめに関するアンケートの調査結果を報告した。次に、可児市の「いじめ防止リーフレット」を参考にしながら、「いじめとは何か」を話し合った。ささいな悪口や悪戯などいじめに発展する可能性があることを理解し、被害者側の受け止めに注目する必要があることを了解した。また、文部科学省の定義である「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じるもの」を紹介した。ただし、この定義から逸脱した行為（例えば、「対等な関係にあるもの」「一方的ではない攻撃」「深刻な苦痛ではないもの」など）はいじめではないかのような印象を受けないように留意した。

その後、いじめの構造には、被害者、加害者の他に、いじめをはやし立てる観衆や見て見ぬふりをする傍観者がいることを理解した。そして授業の後半では、自分の友達がいじめられている場合を想定し、「自分がその場にいたらどうするか」について話し合った。具体的には、「すぐに止めに入る」

と答える生徒が多いが、現実的には難しいという意見も出た。そこで、「気づいた人と協力して皆でやめるように注意する」「いじめられた人に声をかける」「先生や親など大人の力を借りる」「電話やメールで市の担当者に相談する」など多様な提案をし合った。

最後に、全校道徳を実施した7月7日の七夕にちなんで、いじめ根絶に向けた決意を各自が短冊に記して、各学級の後ろに用意された笹の葉に飾った。その後、いじめや暴言をなくすキャンペーンを1週間行って、いじめに関する問題行動が減少していることを事後アンケートで確認した。

同校の生徒会は、第二回目の全校道徳を2014年12月4日に企画した。学校の状況を1学期と比較するために、いじめに関するアンケート調査を再び行ってみると、生徒同士の間関係において互いを傷つけないよう言動には気を付けているものの、やはり普段の間関係ではいじめに近いトラブルもあることが分かった。特に、悪口、陰口、あだ名、噂話がいじめに繋がる傾向があることが分かった。いじめが起きやすい場面としては、「休み時間」「学校行事」「友達と話す時」などが挙げられた。また、いじめに繋がる可能性のある出来事があっても、なかなか注意できない状況も確認された。

そこで、生徒会はきちんと正しいことを主張できるようになるために、セルフ・アサーション・トレーニングを取り入れた問題解決型の道徳授業を行うことを計画した。自分の思いを伝えることができないのび太役、自己中心的で相手の気持ちを考えないジャイアン役、事実をきちんと確認した上で自他の気持ちを理解しながら自分の考えを伝えられるしずか役を設定した。いじめに関する一事例として次のような場面を提示した。「のび太は生活委員です。もうすぐ次の授業が始まるので、クラスに着席を呼びかけていました。しかし、ジャイアンとその友達はまだ席に着かずに遊んでいます。のび太がジャイアンに『もうすぐ授業が始まるから座って』と声をかけました。すると、ジャイアンは『うるさいな。時間になったら座るからいいだろう。だいたい のび太なんか言われたくないんだよ。何でお前にそんなこと言われなければならないんだよ。お前にだけは言われたくないね。』と怒鳴り、話を聞きません」。こうした問題状況について四人一組になって多様な解決策を考えることにした。

生徒たちは具体的な解決策として、相手（ジャイアン役）の考えや立場も尊重しながら、自分（のび太役）の主張として「学級全体の迷惑になるから止めてほしい」と求めたり、先生や学級委員と共に呼びかけたりして、丁寧かつ毅然とした態度で注意すべきだという意見が出ていた。展開後段では、こうした4人一組の話し合いで提示された様々な解決策を学級全体の前で役割演技して、その効果を比較検討した（写真参照）。最後に、いじめをなくし互いに尊重し合うスローガンを学級ごとに決め、1週間のキャンペーンを行い、その効果をアンケート調査で検証した。

このようにいじめのような現実問題に対応する道徳授業では、調査に基づいて問題解決的な学習を行い、その効果を検証して継続的に行うことが大事になる。その意味で、事後の学級活動や生徒指導とも結びつけて、長期的・大局的に行為や習慣を指導し、安心・安全な学級・学校文化を協働して創っていくことが求められる。



役割演技でいじめ問題の解決を目指す生徒たち

おわりに

いじめ問題に対応した道徳教育や道徳授業は、生徒指導や特別活動のように即効性があるものではないが、子どもたちがいじめ問題について多角的・多面的な見地から切実に考え合うことで、いじめを未然に防いだり、実際はいじめ問題等を解決したりすることに効果はある。今後も、こうしたいじめ問題等に対応する道徳教育や道徳授業を多くの小・中学校で多様に開発・実践し、優れた教育実践を積み重ねていきたい。

また、いじめ問題に対応する道徳教育は、こうした道徳授業を要として学校全体で取り組むことが望まれる。特に、子どもの自己肯定感を高めたり規範意識を育成したりする点では、道徳教育を生徒指導、特別活動、総合的な学習の時間、各教科などと有機的に関連づけて総合的に取り組み、安心して規律ある教育環境を整備することが求められる。こうしたいじめ問題に対応した道徳教育を学校・家庭・地域社会と連携させて総合的に取り組むことに関しては、今後の課題としたい。

(註)

- (1) 「可児市子どものいじめの防止に関する条例」については以下のサイトを参照。
<http://www.city.kani.lg.jp/view.rbz?cd=4022>
- (2) 勝間理沙・津田麻美・山崎勝之「学校におけるいじめ予防を目的としたユニバーサル予防教育—教育目標の構成とエビデンス—」、『鳴門教育大学紀要』第26巻，2011年。
- (3) オルヴェウス・プログラムは世界的に普及している。Dan Olweus, *Bullying at school: What we know and what we can do*, Malden, MA, US: Blackwell Publishing.
- (4) ピーター・K・スミス，ソニア・シャープ著，守屋慶子・高橋通子訳，『いじめととりくんだ学校』，ミネルヴァ書房，1996年。Smith, P. K., & Sharp, S., *School Bullying : Insights and Perspectives*, London : Routledge, 1994.
- (5) Michele Borba, “The Essential 6 R’s of Bullying Prevention, How to Create Safe, Caring, Moral Learning Climates and Reduce Bullying on Our School Campuses,” 2012. Dr. Michele Borba [Http://www.micheleborba.com](http://www.micheleborba.com). 次の書にも「いじめられた時の6つの対抗策」が記されている。Michele Borba, *Building Moral Intelligence*, Sobel Weber Associates, Inc., New York, 2001. (ミッシェル・ボーバ著，丸山聡美訳，『道徳の練習帳—キレない子，みんなと仲良くできる子に育つ7つの力—』，原書房，2005年，246-250頁) Thomas Lickona, “Prevent Bullying, Promote Kindness: 20 Things All Schools Can Do,” *Excellence & Ethics*, Winter/Spring 2012.
- (6) 日本では滝充がピース・パックを参考にして「ピース・メソッド」を開発し普及させている。
- (7) ダン・オルヴェウス「ノルウェー」，森田洋司総監修『世界のいじめ—各国の現状と取り組み—』，金子書房，1998年，121-122頁。森田洋司，秦政春，滝充，星野周弘他『日本のいじめ：予防・対応に生かすデータ集』，金子書房，1999年，13-14頁も参照。
- (8) 柳沼良太『ポストモダンの自由管理教育—スキゾ・キッズからマルチ・キッズへ—』，春風社，2010年。
- (9) 柳沼良太『問題解決型の道徳授業—プラグマティック・アプローチ—』，明治図書，2006年。
- (10) 可児市立広見小学校での教育実践に関連する記事は，教育新聞3301号，2014年8月25日（月曜日）に掲載された。
- (11) 可児市立広陵中学校での教育実践に関連する記事は，7月8日の中日新聞と毎日新聞に掲載された。また，教育新聞3330号，2015年1月19日（月曜日）にも掲載された。

(参考文献)

- 岐阜県可児市いじめ防止専門委員会のリーフレット，2012年。
 武田さち子『子どもとまなぶいじめ・暴力克服プログラム』，合同出版，2009年。
 森田洋司・清永賢二『新訂版 いじめ』，金子書房，1994年（初版，1986年）。
 別役実・芹沢俊介・山崎哲『<いじめ>考』，春秋社，1995年。
 田上不二夫編著『スクールカウンセラー事例ファイル』，福村出版，1998年。

- 高德忍『いじめ問題ハンドブック～分析・資料・年表』, つげ書房新社, 1999年。
- 国分康孝・國分久子監修『いじめ』, 図書文化社, 2003年。
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導』, ぎょうせい, 2003年。
- 山脇由貴子『教室の悪魔』, ポプラ社, 2006年。
- 文部科学省『いじめ問題に関する取組事例集』, ぎょうせい, 2007年。
- 諸富祥彦『教室に正義を いじめと闘う教師13カ条』, 図書文化社, 2007年。
- 今津孝次郎『増補 いじめ問題の発生・展開と今後の課題』, 黎明書房, 2007年。
- 金井肇・七條正典・津田知充『中学校編 「いじめ」を防ぐ道徳授業へのシナリオ』, 明治図書, 1998年。
- 向山洋一監修『道徳授業でいじめに負けない子を育てる』, 明治図書, 2004年。
- 河田孝文監修『いじめを乗り越える子を育てる道徳授業』, 明治図書, 2008年。
- 砂川真澄編著『いじめの連鎖を断つーあなたもできる「いじめ防止プログラム」ー』, 富山房インターナショナル, 2008年。
- 尾木直樹『いじめ防止実践プログラム』, 学陽書房, 1997年。
- 加藤史子『メンタルトレーニングでいじめをなくす』, 図書文化, 2007年。
- 橋本治『いじめと自殺の予防教育』, 明治図書, 1998年。
- 橋本治『いじめ問題を見過ごさない10のポイント!!』, 明治図書, 2007年。
- イギリス教育省, 佐々木保行(監訳)『いじめ—一人で悩まないで—』, 教育開発研究所, 1996年。
- 森田洋司監修『世界のいじめ—各国の現状と取り組み—』, 金子書房, 1998年。
- 坂本昇一編『「いじめ」指導のテキスト教材の開発』, 明治図書, 1996年。
- 武田さち子『子どもとまなぶいじめ・暴力克服プログラム』, 合同出版, 2012年。